

# 出生

に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「本人確認書類」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）  
 ※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2 連絡先市外局番 (042)
---	----	------------	-------	------------	----------------------------

住所 戸籍		お子さんのマイナンバーについて	※後日、通知が郵送されます (約 1 か月かかります)		
		お子さんの住民票コード	※後日、通知が郵送されます		市民課 (本庁舎 1 階) 338-6823
		お子さんのマイナンバーカードを作成したい方	※出生届提出時に窓口にてご相談ください。		

こども			母子健康手帳への出生証明	母子健康手帳	市民課(本庁舎 1 階) 出張所 338-6898
		出産された方 (全員)	出生通知の申請	・母子健康手帳 (親子健康手帳) にはさんである出生通知の二次コードから申請してください。 ※多摩市以外で母子健康手帳 (親子健康手帳) の交付を受けた方は、多摩市公式ホームページから出生通知を電子申請してください。	子ども家庭センター (健康センター内) 376-9177
		未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	
		児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※出生の翌日から起算して 15 日以内に申請してください ※主たる生計維持者が公務員の世帯の方は、勤務先で申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険の資格が確認できるもの (請求者) (☆1) ・請求者、配偶者の「マイナンバー」 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください	338-6851
		子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請	・健康保険の資格が確認できるもの (保護者もしくはお子様本人) (☆1) ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください	子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	
	上のお子さんが保育園・幼稚園に入園されている方	世帯構成変更 育休認定への変更等	※受付窓口でご相談ください	338-6850	

☆1 資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル資格情報画面等

保険 年金		お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証書は後日郵送となる場合あり)	「マイナンバー」	市民課(本庁舎 1 階) ※保険年金課 (本庁舎 1 階) となる場合あり 市民課 338-6823 保険年金課 338-6824
		→出産した方が国民健康保険の方			
		① 出産した医療機関で「直接支払制度」(☆1)の手続きをし、出産費用が 50 万円 (☆2)に満たなかった方	「出産育児一時金差額分」の支給申請	出産した際の領収書・明細書・母子手帳 合意文書 (直接支払い制度利用あり) 振込先のわかるもの・出産した人の国民健康保険保険証書 申請者の本人確認書類	338-6824
		② 「直接支払制度」(☆1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	出産した際の領収書・母子手帳 合意文書 (直接支払い制度利用なし) 振込先のわかるもの・出産した人の国民健康保険保険証書 申請者の本人確認書類 前の健康保険から発行される不支給証明書 (☆3)	保険年金課 (本庁舎 1 階)
		国民健康保険税の産前産後期間の税額軽減	※令和 5 年 11 月 1 日以降に出生し、次の期間に国民健康保険に加入していた方が対象 出産月の前月 (多胎出産は 3 ヶ月前) から翌々月まで ※出産予定日の 6 ヶ月前から届出可 出産前の場合 母子手帳など出産予定日が確認できるもの 出産後の場合 出産した子との関係が確認できるもの (多摩市の住民票で確認できる場合は不要)	338-6840	
	→出産した方が国民健康保険以外の方		※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。		

- ★1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
- ★2 産科医療保障制度に加入していない医療機関では 48.8 万円
- ★3 以前加入していた健康保険からも出産育児一時金の給付が受けられる場合に添付 (健康保険被保険者として加入期間が継続して 1 年以上あり、退職後 6 か月以内に出生した場合)

		→出産した方が国民年金の第 1 号被保険者の方	国民年金保険料の産前産後期間の免除	・出産前の場合、母子健康手帳など出産予定日が確認できるもの ・出産後の場合、原則、確認種類の添付が不要。ただし、別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要 ・本人確認書類 ※平成 3 1 年 2 月 1 日以降に出生した方 ※第 2 号被保険者 (会社員・公務員) 及び第 3 号被保険者 (第 2 号被保険者に扶養されている配偶者) は、対象外。第 2 号被保険者の勤務先へ要問合せ ※出産予定日の 6 ヶ月前から届出可	保険年金課 (本庁舎 1 階) 338-6844
--	--	-------------------------	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

その他		市営住宅の入居者	市営住宅の同居手続き	子を含む世帯全員の住民票	都市計画課 (東庁舎 2 階) 338-6817
-----	--	----------	------------	--------------	-----------------------------



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2025年10月発行

## 手続きチェックリスト

# 出生

### フォトスポット

ハローキティの「ウェルカムボード」で  
記念写真を残しませんか  
設置場所：本庁舎地下1階および  
多摩センター駅出張所

～ ご誕生おめでとうございます ～

まずはじめにする手続きは、**出生届**を 市民課(本庁舎1階) または 出張所 へ提出

#### 「届出できる人」

父または母

#### 「届出に必要なもの」

- ・医師、助産師等が作成した  
出生証明書付きの出生届
- ・母子健康手帳

- \* 代理人は届出できません。
- \* お子さまが生まれたら、誕生日を含めて14日以内に届出してください。
- \* 住所地での届出をおすすめします。
- \* 父母ともに外国籍の方は事前にお問い合わせください。

#### 出生手続きにおける本人確認書類とは・・・

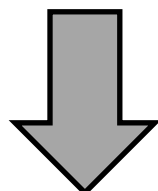
市役所での手続きの際は本人確認をいたします。  
つぎの本人確認書類（原本）の提示が必要です。  
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りです。

#### 【1点で確認できるもの】

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書

#### 【2点必要なもの】

健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります